

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月29日
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長グループCEO 稲葉 秀二
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役グループCFO 秋田 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412-7474(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役グループCFO 秋田 勉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月28日開催の当社第162期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 以下のとおり、当社の商号を変更することに伴い、現行定款第1条の商号を変更するものです。

商号変更の理由

- ・新生Oakキャピタルグループは、「価値共創」を掲げ他企業との連携やシナジーを積極的に推進していく経営方針としており、またOakキャピタル自体は持株会社として実質機能している中であって、こうしたコーポレートイメージを投資家等のステークホルダーの皆様に対し明確に訴求する手段としては商号変更が最適であり、また早期にこれを実施すべきと判断したものです。
- ・今回の商号変更に伴い、当社が、ホールディング会社として名実共にグループの要の機能を果たすことができると共に、グループ全体として「Unite the Values」のUNIVAブランドを活用し、M&A対象企業に対して共創する会社に変容したことを明確に打ち出し、事業領域の拡大をよりスムーズに進めることができるものと考えております。
- ・また、新生Oakキャピタル発足以降、既にUNIVAグループとの協業によるシナジー効果が上がっておりますが、さらに今後においてもUNIVAグループとの連携がよりスムーズになることにより、資金面、人財・人脈面、マーケティング面等において相互の円滑な活用が期待され、これは現在進行している当社第一次中期計画の確実な達成に向けて強力な後押しになるものと考えております。

新商号

株式会社UNIVA・Oakホールディングス（英文表記：UNIVA Oak Holdings Limited）

変更予定日

2023年10月1日

- (2) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 当社グループの業容の拡大及び事業内容の多様化に伴い、当社の現行定款第3条の事業目的について所要の追加等を行うものであります。
- (4) その他、上記各変更に伴う条数等の変更、条文の加除、文言の整理等、所要の変更を行うものであります。本議案における定款変更については、本株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 当社は Oakキャピタル株式会社と称し、英文では <u>Oak Capital Corporation</u> と称する。</p> <p>第2条 (条文省略)</p> <p>第3条 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>72. 前各号に関連するコンサルティング業務</p> <p>73. 前各号に附随関連する一切の事業</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 当社は 株式会社UNIVA・Oakホールディングスと称し、英文では <u>UNIVA Oak Holdings Limited</u> と称する。</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条</p> <p>72. 総務、庶務、経理・決算・税務、給与・労務、情報システム等に関する業務の代行</p> <p>73. 飲食店舗の再生</p> <p>74. 前各号に関連するコンサルティング業務</p> <p>75. 前各号に附随関連する一切の事業</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式及び株主</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 当社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第20条 取締役は株主総会で選任する。</p> <p>2 ～ 3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議によってこれを選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役会長、最高経営責任者(CEO)、取締役社長、最高執行責任者(COO)、最高財務責任者(CFO)、相談役各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 予め取締役会が定める取締役が取締役会を招集し議長となる。但し、当該取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</p> <p>2 前項の招集は取締役及び監査役に対し会日の3日前にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役規則による。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>第30条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第31条 監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>第2章 株式及び株主</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して、株主総会で選任する。</p> <p>2 ～ 3 (現行どおり)</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会の決議によってこれを選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうちから取締役会長、最高経営責任者(CEO)、取締役社長、最高執行責任者(COO)、最高財務責任者(CFO)、相談役各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、予め取締役会が定める取締役が取締役会を招集し議長となる。但し、当該取締役に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</p> <p>2 前項の招集は取締役に対し会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して定める。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役規則による。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第32条 監査役会の招集は監査役に対し会日の3日前にその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p>	(削除)
<p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削除)
<p>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
	第5章 監査等委員会
	<p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
	<p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
	<p>第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
	<p>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
	<p>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則によるものとする。</p>
	第6章 会計監査人

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、稲葉秀二、宗雪敏明及び秋田勉の3名を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
監査等委員である取締役として、作田陽介、坂井眞及び上野園美の3名を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 定款一部変更の件	511,581	31,213	0	(注1)	可決 93.87
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件				(注2)	
稲葉秀二	510,866	31,928	0		可決 93.74
宗雪敏明	512,997	29,797	0		可決 94.13
秋田勉	510,710	32,084	0		可決 93.71
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注2)	
作田陽介	513,652	29,142	0		可決 94.25
坂井眞	513,500	29,294	0		可決 94.23
上野園美	511,943	30,851	0		可決 93.94
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	498,688	44,106	0	(注3)	可決 91.51
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	501,014	41,780	0	(注3)	可決 91.94

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(注3) 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

賛成割合につきましては、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上